

公益目的通報制度をご存じですか？

平成26年4月に制定した「東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(コンプライアンス条例)」では、町民や職員が町の組織内で行われている法令や公益に違反する行為を発見した際に、町や町の外部組織に通報するための手続きと対応方法、通報者の保護などを定めた公益目的通報制度を定めています。

●公益目的通報とは？

職員や町の業務を受託している事業者・指定管理者などが不正な行為を行っている場合に、それを通報できる制度です。

●どのように通報するの？

通報方法は

(1)原則実名で

(2)外部監察員(地方公共団体における法令の遵守に関し優れた識見を有する弁護士)またはコンプライアンス委員会(町の内部組織)のどちらかに通報します。書面(様式不問)または口頭で次の事項を伝えてください。

①申出の趣旨および理由

②申出の年月日

③申出者の氏名および住所

●どんなことでも通報できるの？

職員、町の業務を受託している事業者、指定管理者の職務に関する法令や公益に反する行為などの不正な行為を行っている事実を見つけたときに通報できます。ただし、次のような場合などは公益目的通報の対象になりません。

・職員の態度が悪い、服装が派手だ。

→その職員の所属長が対応します。

・要望を出してもなかなかやってもらえない、対応が遅い、町の制度に不備がある。

→町民の皆さんからの意見や要望は、各担当課、町内各公共施設にある提言箱および町ホームページからメールで受け付けます。

●匿名では通報できないの？

誹謗中傷や、他人に故意に損害を与える通報を防止するため、実名による通報をお願いしています。正確な根拠を示す資料などがある場合は、匿名での通報も可能です。

●通報先

・外部窓口(外部監察員)

おぎす 荻須総合法律事務所 荻須 茂生弁護士 しげお

☎0569-25-0607

Fax)0569-25-0608

☎〒475-0922 半田市昭和町1-3

森半田ビル 3階

・内部窓口

コンプライアンス委員会事務局

(秘書広報課内) 内線352

Fax)82-0890

☎〒470-2192(住所不要)

✉hishokoho@town.aichi-higashiura.lg.jp

●問い合わせ 秘書広報課 内線352

県立半田特別支援学校 ふれあい相談

保育園・幼稚園や学校生活になじめない、学習に集中できないなど、子どもの成長や発達に関する不安・悩みがある方が、安心して子どもを育てられるように相談を行っています。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

●とき

毎週火・水・金曜日(祝日を除く。)

午後1時30分～5時

●ところ

東浦町文化センター、半田市福祉文化会館(雁宿ホール)、半田市立岩滑小学校、武豊町立武豊小学校

●対象

知多半島在住で、子どもの成長や発達について不安や悩みがある方

●相談料 無料

●申し込み

県立半田特別支援学校 ふれあい相談部

☎0569-27-7061

